

環境省組織令の一部を改正する政令案参照条文

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄） 環境省設置法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十三号）による改正後。

第三章 環境省に置かれる職及び機関

第四節 地方支分部局

（地方環境事務所）

第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十一号まで

及び第二十四号に掲げる事務を分掌する。

3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（組合員以外の者の事業の利用の特例）

第九条の二三 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第九条の二第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第九条の二第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。

（共済規程）

第九条の六の二 事業協同組合が、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任共済等の契約の締結強制）に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「再共済」という。）又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとするときは、責任共済等に関する共済規程（以下「共済規程」という。）を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2・3 (略)

4 協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、第九条の二第二項から第十一項まで及び第九条の二の二から第九条の七までの規定を準用する。

5～7 (略)

(設立の認可)

第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2～6 (略)

(成立の届出)

第三十一条 火災共済協同組合、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(役員の変更の届出)

第三十五条の二 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行

政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会の議決事項)

第五十一条 (略)

2 定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

(信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け)

第五十七条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4・5 (略)

(余裕金運用の制限)

第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(解散の事由)

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 組合の合併
 - 三 組合についての破産手続開始の決定
 - 四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生
 - 五 第六十六条第四項の規定による解散の命令
- 2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。
 - 3 (略)
 - 4 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の手続)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(解散の登記の申請)

第九十七条 (略)

2 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第八十八条の規定による解散の登記は、行政庁の囑託によつてする。

(不服の申出)

第百四条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。

(検査の請求)

第百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款、規約若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)

第百五条の二 組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第百五条の三 行政庁は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

(検査等)

第百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に關し必要な

報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

(行政庁の監督上の命令)

第百五条の五 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

(法令等の違反に対する行政庁の措置)

第百六条 行政庁は、第百五条の四第一項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 責任共済等の事業を行う組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第九条の六の二第一項(第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。

4 行政庁は、組合若しくは中央会が第一項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(解散の命令の通知の特例)

第百六条の二 行政庁は、組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、前条第四項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 (略)

(所管行政庁)

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4 行政庁は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5・6 (略)

地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)(抄)

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行うための会議(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一〇十 (略)

十一 その他政令で定める国の地方行政機関

十二 (略)

2〃5 (略)

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（指導及び助言）

第五条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（中長期的な計画の作成）

第十条の三 第一種特定事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2～4 （略）

（定期の報告）

第十一条 第一種特定事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、第一種熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況（燃料等の使用の効率に係る事項を含む。）並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、第一種電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況（電気の使用の効率に係る事項を含む。）並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（合理化計画に係る指示及び命令）

第十二条 主務大臣は、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種エネルギー管理指定工場に係る第一種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該第一種エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、第一種特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、第一種特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該第一種特定事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた第一種特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 (略)

(準用規定)

第十二条の三 第十条第二項、第十条の二第一項から第三項まで及び第十一条の規定は第二種特定事業者に、第十条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

2 (略)

(勧告)

第十二条の五 主務大臣は、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第二種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(報告及び立入検査)

第二十五条 (略)

2 主務大臣は、第十二条及び第十二条の五の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 7 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 (略)

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(定款の変更)

第三十八条 (略)

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。

四 (略)

(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

(残余財産の帰属)

第七十二条 (略)

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあっては、総会の決議を経なければならぬ。

3 (略)

(清算人及び解散の登記及び届出)

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

3 (略)

(清算結了の届出)

第八十三条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

民法施行法(明治三十一年法律第十一号)(抄)

第二十三条 第十九条第一項ノ法人力其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ認可ノ条件若クハ主務官庁若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其解散ヲ命スルコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

第一項ニ定メタル主務官庁ノ解散ノ命令ノ権限及ビ前項ノ場合ニ於ケル民法第七十七条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ニ定メタル主務官庁ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所屬スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

(略)

破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）

第二十九條 法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い

、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所屬する行政庁に委任することができる。

3 (略)

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（再生計画案が可決された場合の法人の継続）

第七十三條 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産宣告後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、社団法人にあっては定款の変更に関する規定に従い、財団法人にあっては主務官庁の認可を得て、法人を継続することができる。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所屬する行政庁に委任することができる。

3 (略)

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

第八条 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行為ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

（略）

裁判所ハ事情ニ依リ信託財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ信託管理人ニ与フルコトヲ得

第二十二条 受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト為シ又ハ之ニ付權利ヲ取得スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得サレバ事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財産ト為スハ此ノ限ニ在ラス

（略）

第四十七条 受託者力其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相続人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八条 第四十六条又ハ前条ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辞シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第四十九条 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者力信託ノ引受ヲ為サス又ハ之ヲ為スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

第八条第三項ノ規定ハ受託者ニ付之ヲ準用ス

第六十三条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産力其ノ帰属権利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰属権利者ヲ受益者ト看做ス

第六十四条 第五十三条及第五十四条ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産力受益者其ノ他ノ者ニ帰属シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五条 信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十六条 祭祀、宗教、慈善、学术、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス

第六十七条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第六十八条 公益信託ノ引受ニ付テハ受託者ハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六十九条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得
受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

第七十条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得

第七十一条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第七十二条 公益信託ニ付テハ第八条第一項第三項、第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官

庁ニ属ス但シ第四十七条及第四十九条ニ規定スル権限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第七十三条 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得

第七十四条 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）

環境省設置法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十三号）附則第十四条による改正後。

（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

2・3 （略）

（資料の提出の要求等）

第二十四条 環境大臣は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 （略）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）（抄）

(報告徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)(抄)

(報告徴収)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第五十六条 第五十二条及び第五十三条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

(登録)

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
- 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
- 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
- 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

3・4 (略)

5 第一項の登録を受けた者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき(第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 (略)

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

(料金)

第十四条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。

3 (略)

(登録の取消し)

第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）（抄）

(政令への委任)

第二十七条 前三条に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（報告徴収）

第三百三十条 （略）

2 （略）

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造業者等又はその委託を受けた者（第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。）に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三百三十一条 （略）

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（権限の委任）

第三百三十四条 第三百三十条第三項及び第三百三十一条第二項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。

六・七 (略)